平成17年度 環境省 委託事業報告書 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル

社団法人 日本作業環境測定協会

はじめに

平成 17 年6月末の新聞記事を契機に、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことから、アスベストの大気環境への飛散防止対策を強化することが環境省に求められた。このため、環境省は社団法人日本作業環境測定協会(以下「協会」という。)に所要の調査を依頼した。協会は、その一環として「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」を設置して検討を進め、11 月末に検討会報告「建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について」を取りまとめた。この検討会報告は、飛散防止対策を強化するための大気汚染防止法施行令・施行規則の改正の基本的な内容を示しているが、その実施に当たって、マニュアル等の整備が必要なことを強調している。

これを受けて、協会は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル検討委員会」を設置し、マニュアルの整備を進めてきたが、今般、その取りまとめが一応完了したことから、その公表を行うものである。

平成 18 年 3 月 1 日から、検討会報告を踏まえて改正された大気汚染防止法施行令・施行規則に基づく規制が実施されており、本マニュアルが建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策の関係者に活用され、その対策の適切な実施に資することを願うものである。

最後に、マニュアル検討委員会の委員名簿を巻末に記載したが、委員各位のこれまでのご尽力に対し、厚く御礼申し上げる。

平成 18年3月

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル検討委員会委員長 富田 雅行

目 次

はじめに

第1章 石綿に関する基礎知識	1
1 . 石綿の物性等	
2.石綿の生産・使用	5
3.環境中の石綿濃度	9
4.石綿の健康影響	13
5 . 石綿に係る法規制の変遷	16
第2章 大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説	18
1 . 目的	
2.特定建築材料の種類	
3 . 特定粉じん排出等作業の種類	
4 . 作業基準	
5.事業者による作業の実施の届出	
6 . 計画変更命令	
7 . 作業基準の遵守義務と適合命令等	
8.注文者の配慮	
9.報告及び検査	
10.その他	34
第3章 建築物の解体等における飛散防止対策	37
1.本章のねらい	97
1. 本草のほか1	
2. 円間の足義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1 石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断又は破砕により除去する場合。	
3.1 石綿含有吸引力材及び休温材等を強き落とり、切断又は破砕により除去する場合。3.2 保温材等を掻き落とり、切断又は破砕を行なわずに除去する場合	
3.3 特定建築材料以外の石綿含有成形板を除去する場合 ····································	
4.1 吹付け材の石綿有無の判定	
711017 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
4.2 石綿含有保温材の石綿有無の判定	
4.3 石綿含有断熱材、耐火被覆板の石綿有無の判定	
4.4 石綿含有成形板の石綿有無の判定	
5 . 届出	
6. 石綿飛散防止対策	
6.1 特定建築材料を、掻き落とし、切断又は破砕により除去する方法	
6.1.1 除去作業手順	
6.1.2 除去作業の前処理における留意事項	
	99

6.1.4 除去作業の事後処理	85
6.1.5 特殊な方法(施工例)	87
6.2 特定建築材料を掻き落とし、切断又は破砕を行わず除去する方法	91
6.3 石綿含有成形板を除去する場合	94
6.3.1 除去作業手順	
6.3.2 除去作業における留意事項	
7.囲い込み又は封じ込める場合の留意事項	102
7.1 除去工法	
7.2 封じ込め工法	
7.3 囲い込み工法	
8.解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが困難な場合	105
9.石綿濃度の測定等	
10. 関係法令の遵守	
/1A=	
付録	
1. 石綿含有建材商品名一覧	
石綿含有成形板····································	111
2.石綿計測・分析について	
・ 分析機関の名称と連絡先	122
3.石綿飛散防止技術にかかわる機器等一覧	
4. 関係法令	
5 . 参考文献	
6 . 石綿関連機関情報	
- Complete Invitation	100